

職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月二十二日

広島県人事委員会

委員長 加藤

誠

広島県人事委員会規則第九号

職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則

職務の級の分類に関する規則（平成二十八年広島県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一の行政職給料表のハの表四級の部本庁の項中

- 一 秘書広報室長
- 二 職員給与室長
- 三 人事管理監
- 四 職員管理監
- 五 社会教育監
- 六 教育指導監
- 七 校務指導監
- 八 経営企画監
- 九 全国高等学校総合文化祭推進監

を

- 一 秘書広報室長
- 二 職員給与室長
- 三 人事管理監
- 四 職員管理監
- 五 社会教育監
- 六 教育指導監
- 七 校務指導監
- 八 経営企画監
- 九 教育支援推進監
- 十 グローバルリーダー育成校設置準備推進監

に改め、

同表五級の部本庁の項中

- 一 参与
- 二 県立学校改革担当課長

を

- 一 参与
- 二 県立学校改革担当課長
- 三 幼児教育担当課長

に改める。

別表第一の六医療職給料表(一)の表四級の部本庁の項中

三級の部本庁の項に掲げる職務のうち、困難な業務に従事する職務

を

一 部長  
二 三級の部本庁の項に掲げる職務のうち、困難な業務に従事する職務

に改める。

別表第二の一教育職給料表(イ)の表二級の部中

- 1 市町立の小  
学校、中学校  
又は中等教育  
学校の教諭の  
職務
- 2 市町立の小  
学校又は中学  
校の養護教諭  
又は栄養教諭  
の職務

を

- 1 市町立の小  
学校、中学校、  
義務教育学校  
又は中等教育  
学校の教諭の  
職務
- 2 市町立の小  
学校、中学校  
又は義務教育  
学校の養護教  
諭又は栄養教  
諭の職務

に改め、

小学校、中学校及び中等教育学校

小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校

同表三級の部中

市町立の小学校  
又は中学校の教  
頭の職務

を

市町立の小学  
校、中学校又は  
義務教育学校の  
教頭の職務

に改め、

同表四級の部中

市町立の小学校  
又は中学校の校  
長の職務

を

市町立の小学  
校、中学校又は  
義務教育学校の  
校長の職務

に改める。

附 則

この人事委員会規則は、平成二十九年四月一日から施行する。